

令和 6 年度みやぎきフードビジネス人材育成支援事業  
業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度みやぎきフードビジネス人材育成支援事業

2 委託業務の目的

本県のフードビジネスを担う産業人材の育成を目的として、商品開発及び生産性向上等の連続講座による実践的な人材育成プログラムを実施し、食品製造業の振興を図る。

3 委託業務の内容

上記 2 の目的を達成するため、次の (1) から (6) までの業務を行うこと。

(1) 講座

県内の食品製造業従事者や新規創業予定者等を対象に下記アからオのテーマ別の講座を各 5 回以上（1 回 3 時間程度）、合計 25 回以上開催する。

なお、対面による受講を基本としつつ、オンライン受講にも対応できるようにすること。

また、講座の効果を高めるため、座学を中心とする集合式の講座と製造工場や店舗等における実践的な現場での講座を組み合わせた提案も可能とする。

ア 商品開発

新商品の企画から開発まで（コンセプトの決定、デザイン、食品表示等）に必要な知識や技能を習得するための講座

イ 販路拡大（海外戦略を含む）

展示会への出展や SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用した販路拡大、輸出による取引拡大に必要な知識を習得するための講座

ウ 衛生管理

食品製造時のリスク管理や清掃など、HACCP に基づく衛生管理工程による食の安全・安心に必要な知識や技能を習得するための講座

エ 生産性向上

製造工程における作業の効率化や自動化による生産性向上につながる知識を習得するための講座

オ 経営管理

物価高騰や消費者ニーズの変化など様々なビジネス環境の中でも持続可能な経営を行うのに必要な知識を習得するための講座

(2) 広報宣伝活動

上記(1)の講座開催を周知するための広報宣伝活動を行うこと。

なお、受講者の募集に当たっては、県内フードビジネス関係者に広く周知できる有効な広報宣伝活動により、受講者の掘り起こしを行うこと。

(3) 運営マネジメント

上記(1)及び(2)の内容を実施するため、次に掲げる業務を行うこと。

ア 講座の開催日程調整及び実施会場確保、運営等

イ 受講者募集、受講申込受付、管理、連絡調整

ウ 講師の確保、日程調整

エ テキスト等の事前作成・購入・配布

オ その他、アからエ以外で事業遂行に必要となる業務

(4) 効果の把握

各テーマの講座終了後に受講者へのアンケート調査を行い、講座に対する評価及び効果の分析を行うこと。

また、事業終了後の翌年度以降に効果の把握等が必要になった場合は、受講者に対する追加的な調査に協力すること。

(5) 実績報告書の提出

委託業務完了後、業務の内容及び成果等についてまとめた実績報告書を提出すること。

ア 実績報告書1部

イ 上記の電子ファイルが格納されている電子媒体一式

(6) その他、当該業務を実施する上で必要となる業務

4 委託業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、あらかじめ県に提出し承認を受けた事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること。

(2) 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

(3) 委託業務を実施する中で、カリキュラムの追加、又は変更の必要が生じた場合は、県と協議の上、事業計画書等の内容を変更することができる。

## 5 委託業務に係る経費等

次に掲げる経費については、支出対象外とする。

- (1) 設備等の設置又は改修に要する費用
- (2) 会議等での食糧費
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 6 その他

- (1) 事業計画書の作成に当たっては、企画提案競技において提出された企画提案書をもとに、県と協議の上で作成すること。
  
- (2) 本仕様書に定めのある内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、必要に応じて県と協議の上、定めるものとする。